

新		旧		
<p>ひきこもり等児童福祉対策事業</p>	<p>1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 711,000円</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,000,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 5,000,000円</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業</p>	<p>1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 705,000円</p>	<p>1/2</p>
<p>ひきこもり等児童福祉対策事業</p>	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあいの心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,750円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業</p>	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあいの心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費</p>	<p>1/2</p> <p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役員費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>